

主 文

労働基準監督署長が、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、配管工として就労していたが、平成〇年〇月〇日、A内のホテル内において縊死しているところを発見された。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否

かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無についてみると以下のとおりである。

ア 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者の自死前の職場での勤務状況や生活状況等を検討するも、被災者は、ICD-10診断ガイドラインに記載されている、業務に関連して発病する可能性のある精神障害にはり患していなかったと判断する」旨の意見を述べている。

イ C医師は、意見書において、「被災者は、平成〇年〇月〇日頃から自殺時まで、『F32.2 精神症状を伴わない重症うつ病エピソード』にり患しており、これに加えて、『F43.0 急性ストレス反応』を合併発症して死に至った」旨意見しており、請求人及び再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。請求人及び請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、同意見を基に、被災者の精神障害の発病を主張している。

ウ D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者については、Eからの指導によるストレスとの因果関係が比較的明瞭であることから、平成〇年〇月上旬に、ICD-10診断ガイドラインの『F43.20 短期抑うつ反応』を発病した」旨述べている。

エ 本件の一件記録を精査すると、当審査会としては、被災者の以平成〇年〇月降の言動等に鑑み、D医師の上記意見は妥当であり、被災者は同月上旬に、ICD-10診断ガイドラインの「F43.20 短期抑うつ反応」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（厚生労働省労働基準局長通達。平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする

ことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 被災者の労働時間についてみると、監督署長及び審査官は、被災者は精神障害を発病していない旨判断し、自殺日以前6か月の労働時間を集計している。

しかしながら、被災者は上記(1)のとおり、平成〇年〇月上旬に本件疾病を発病していたものと認められるところであり、被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)の時間外労働時間をみる必要があることから、審査官の作成した労働時間集計表を基に、評価期間中の時間外労働時間を改めて集計すると以下のとおりである。なお、労働時間の集計に当たり、平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日の両日については、請求代理人が主張するように、運行車両表から被災者は就労していたとみるのが妥当であると判断し、これを踏まえて算出を行った。

期間	各月の時間外労働時間
発病前1か月	127時間52分
発病前2か月	167時間56分
発病前3か月	191時間58分
発病前4か月	143時間11分
発病前5か月	113時間11分
発病前6か月	156時間01分

(4) 次に、被災者の評価期間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

評価期間において、認定基準別表1に定める「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の労働時間」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) 請求人らは、①被災者が、常態的に、心理的負荷が強度な環境で就労していたこと（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの〇日間の連続勤務や極度の長時間労働が認められること）、②Eとのトラブルがあったこと、及び、③同Eとのトラブルをめぐり上司からの叱責があったこと等が原因で被災者は精神障害を発病し、自殺に至った旨主張する。

(イ) 上記①主張についてみると、本件の一件記録から、被災者は平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に連続勤務があったことが認められる。この出来事は認定基準別表1「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものであり、その心理的負荷についてみると、被災者は、〇日間にわたって連続勤務を行っており、1日あたりの労働時間が特に短い場合や手待ち時間が多い等の労働密度が特に低い場合に相当する事情も見受けられず、さらに、上記（3）のとおり、被災者には、当該連続勤務の前及び後にそれぞれ月100時間を超える恒常的な長時間労働が認められることから、当審査会としては、この出来事の心理的負荷の強度の総合評価は「強」とであると判断する。

(ウ) 請求人らは、上記①の主張の他にも、②Eとのトラブルがあったこと、及び、③同Eとのトラブルをめぐり上司からの叱責があったこと等を主張するが、これらの主張については検討するまでもなく、上記（イ）のとおり、連続勤務（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの〇日間）の心理的負荷の強度が「強」とあるところ、評価期間中の業務による心理的負荷の全体評価は「強」となるものであって、被災者には業務以外の心理的負荷及び個体側要因が認められないことから、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものと判断する。

3 以上のとおりであるから、被災者の本件疾病の発病は、業務による強度の心理的負荷によるものと認められ、被災者の自殺は、本件疾病によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑止力が著しく阻害されている状態に陥っていたことによるものと推定されることである。被災者の死亡は、業務上の事由によるものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。